

*
おトクすぎ島!にご用心
サービス



定期購入
「おトクにお試し」のワナ

みんな
夏休みの間



高額課金や
ネット詐欺なんかい
ひっかかるんじゃ
ないぞ!

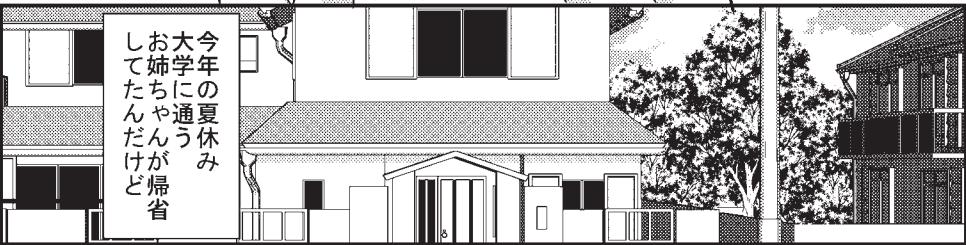
中学生だよ

私の名前は
ひなた

こんにちは

そんなん
ひっかかる
なじやん
わけ

今年の夏休み
大学に通う
お姉ちゃんさんが帰省



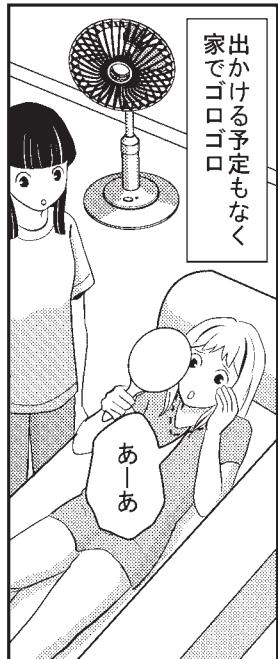
こもりつきりで
家に
お肌の調子まで
悪くなつた

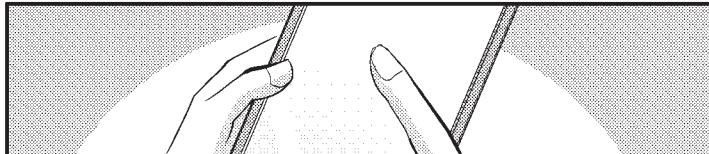
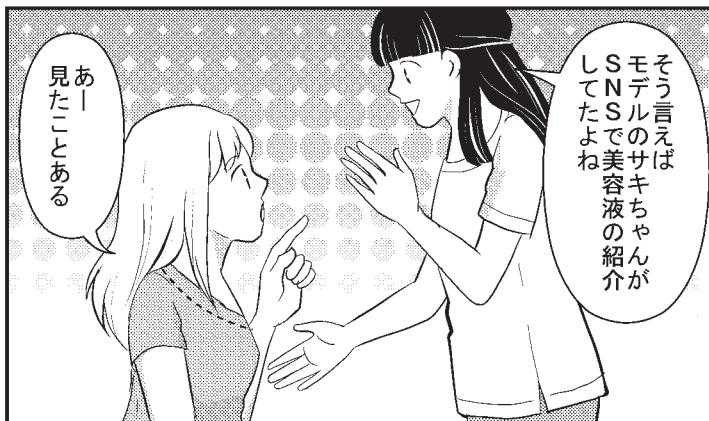
出かける予定もなく
家でゴロゴロ

だよねえ

私も吹き出物が
ちよつと心配が

あーあ





定期縛りなし！

いつでも解約可能！

今だけ

初回限定
1,000円(税込)で
購入する

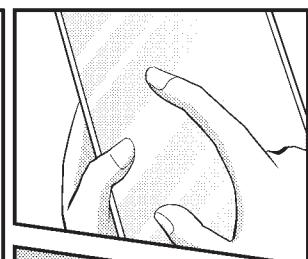
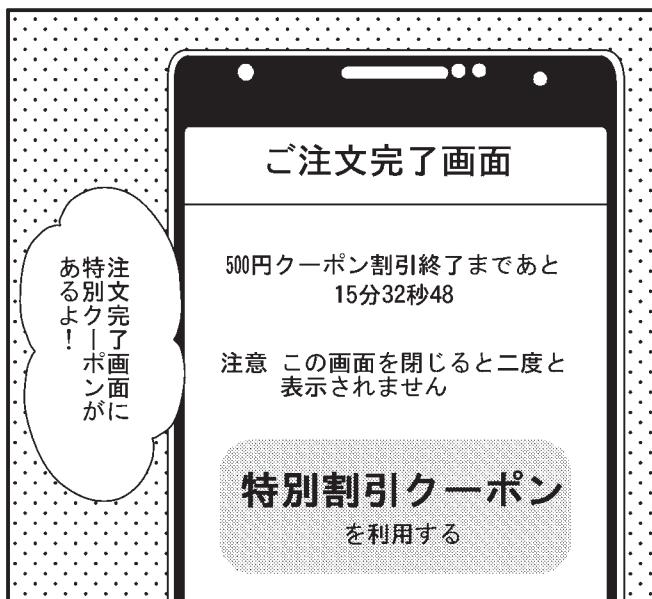
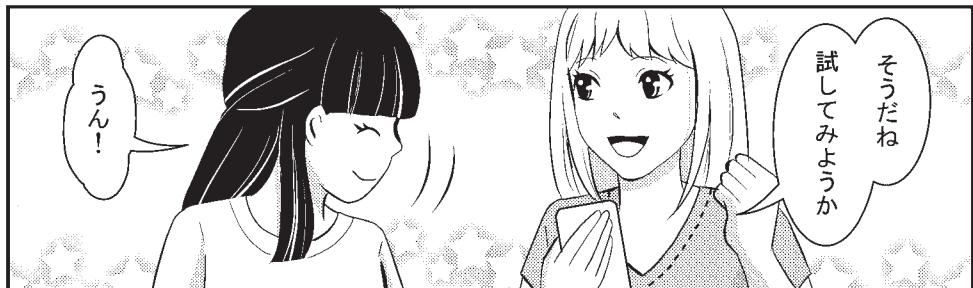
・毎月自動的にお届けいたします。
・2回目以降は税込8,800円でお届けいたします。
・いつでも解約可能です。
・次回商品お届け予定日の10日前までにご連絡頂ければ
自動お届けの解約休止を行うことができます。

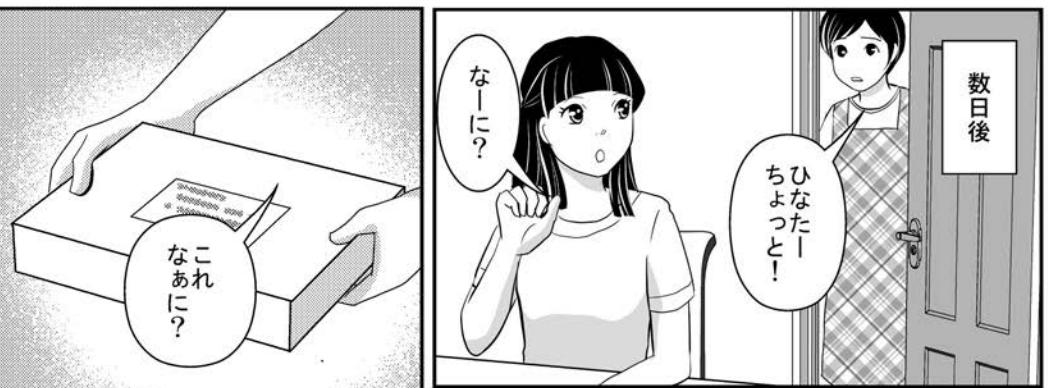
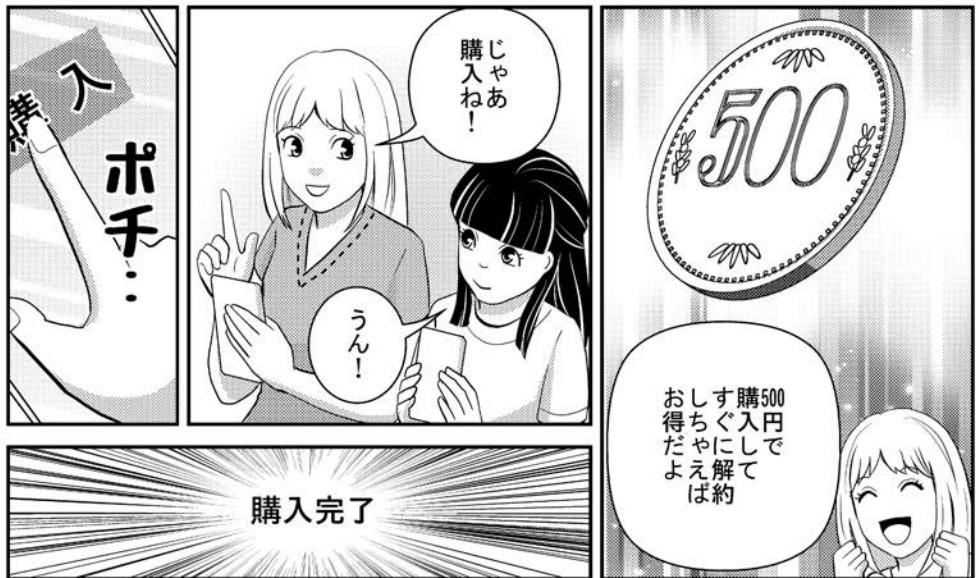
※初回・2回目に関しては商品到着後7日間の使用をお願い
しております。
※ご購入はお一人様1回限りとさせて頂きます。

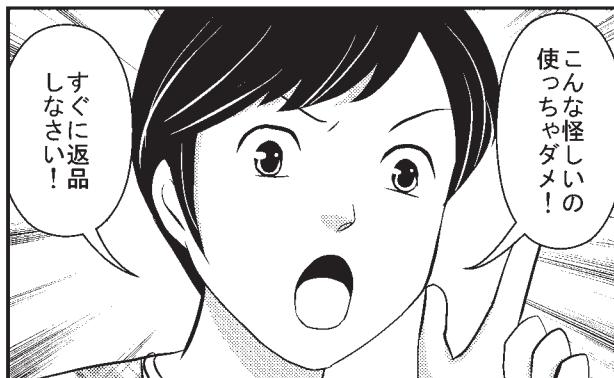
サキも毎日使ってるよ～♪

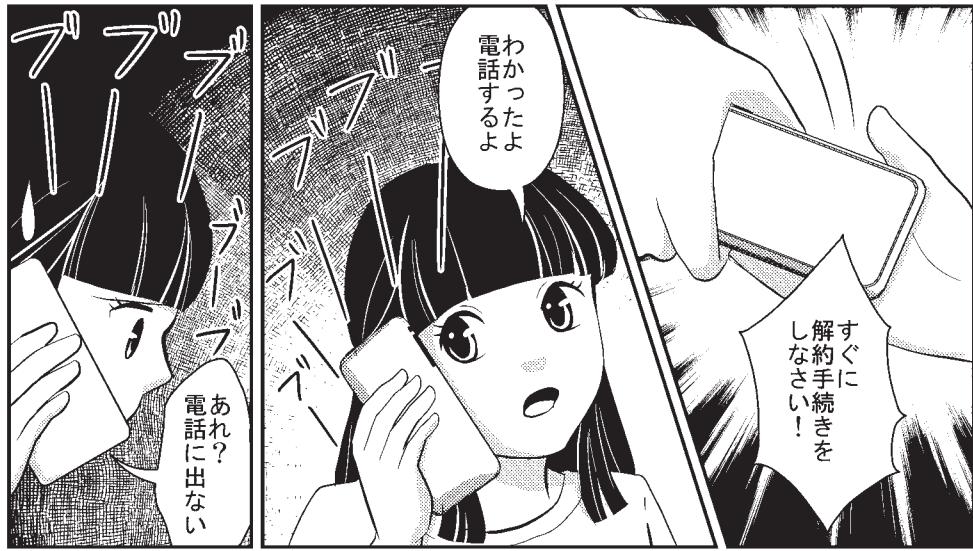
これこれー！

公式サイト

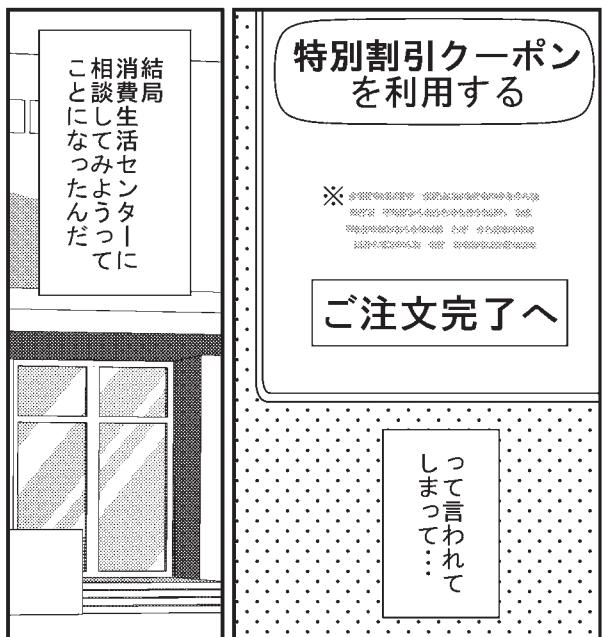




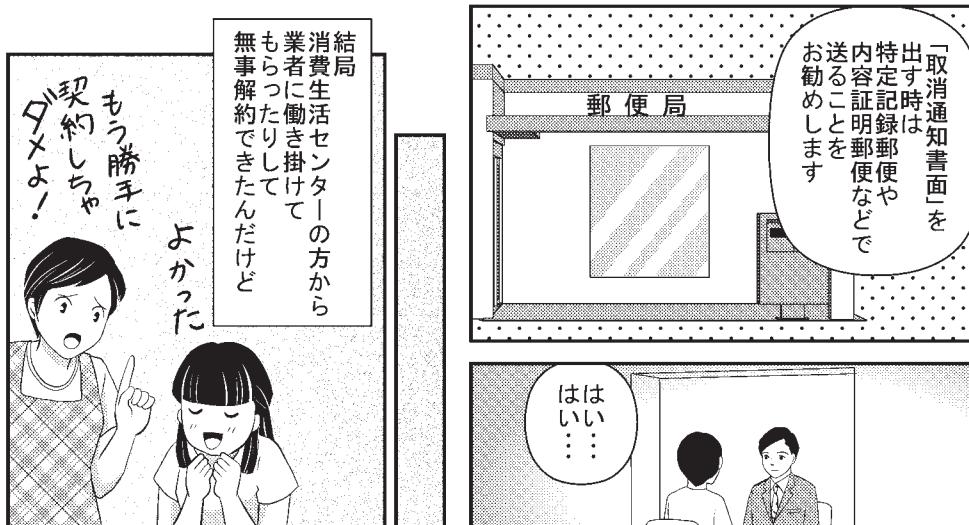
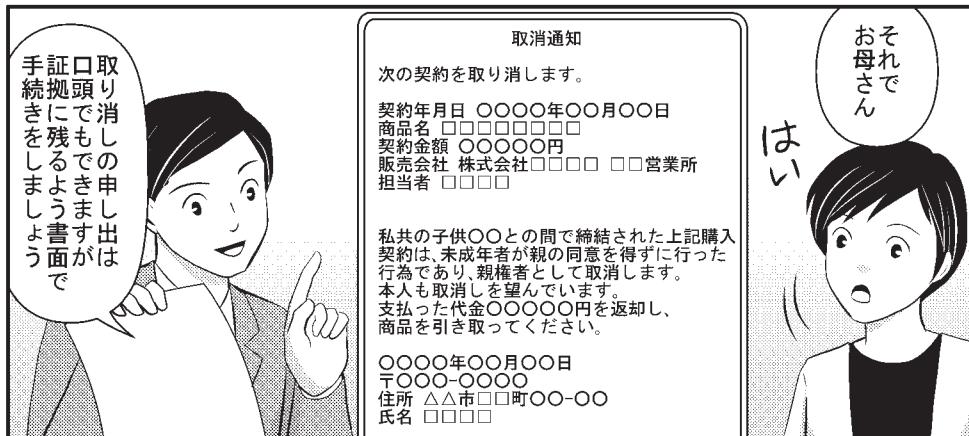
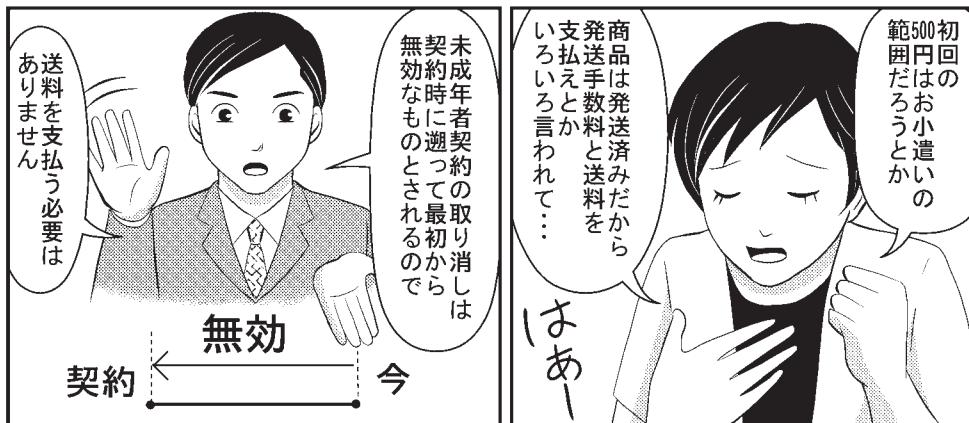


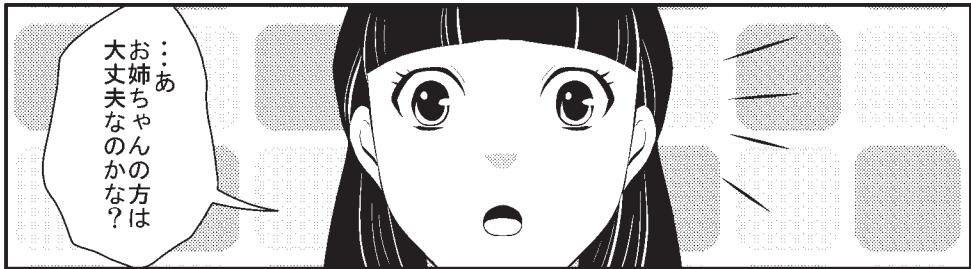


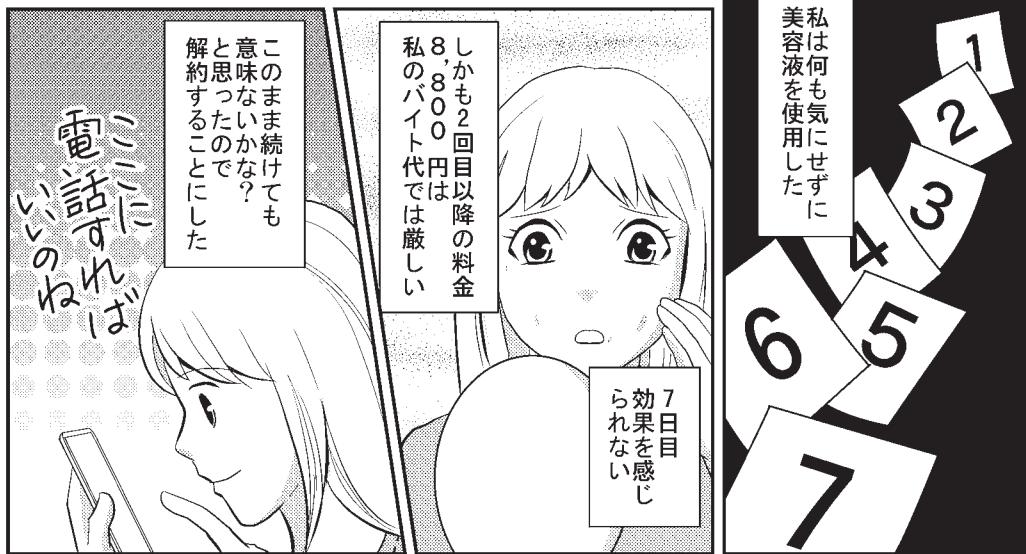
その後

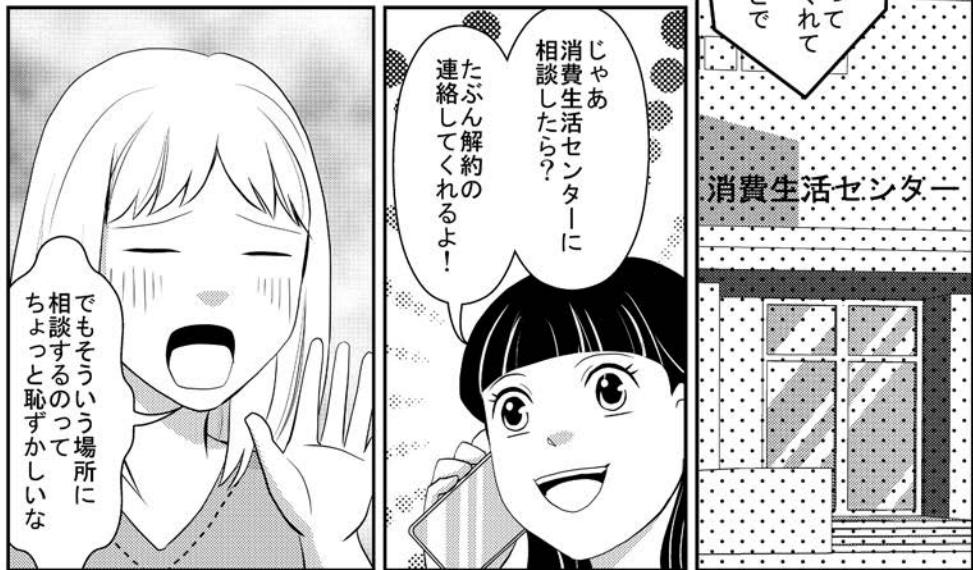




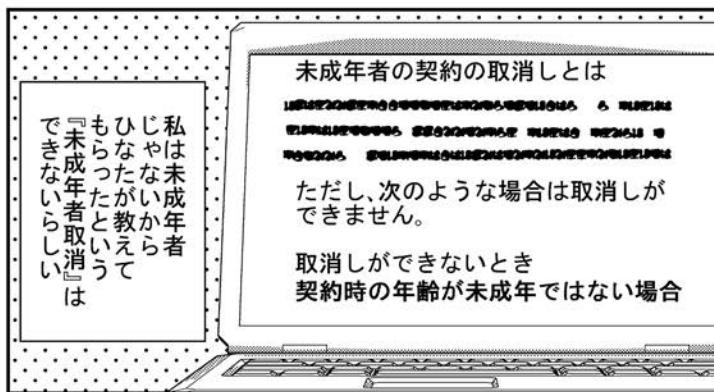




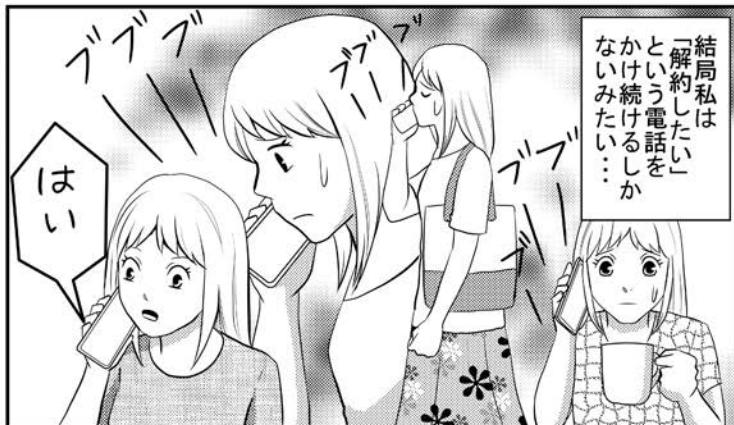
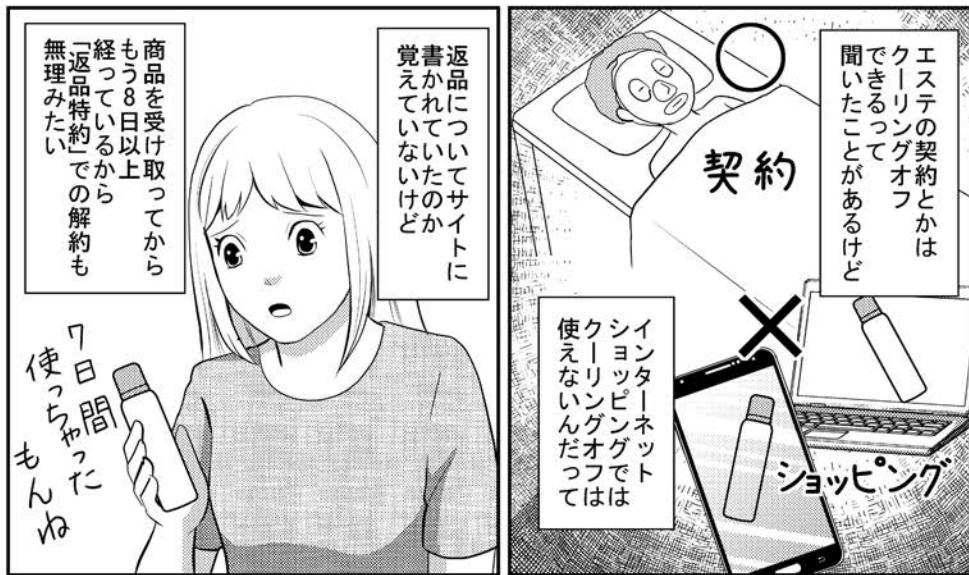




契約の解約方法



自聞ひひなたの話を
調べてみよつと





SNS
やつと届いた!!が

お客様は4回の購入が条件の定期購入コースを契約されています

『定期縛り無し』
『いつでも解約可能です』
と書いてあったので契約したのですが

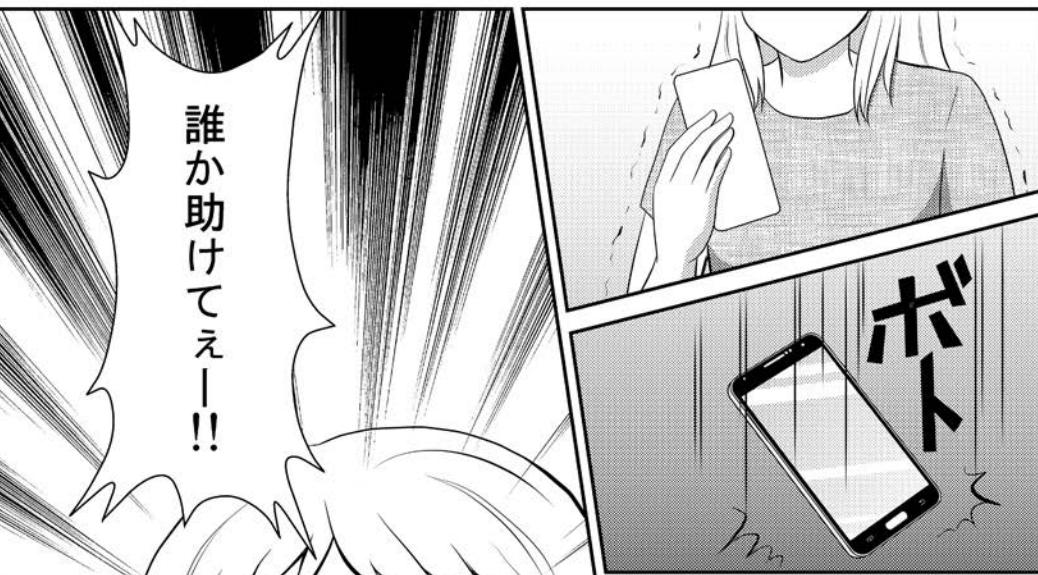
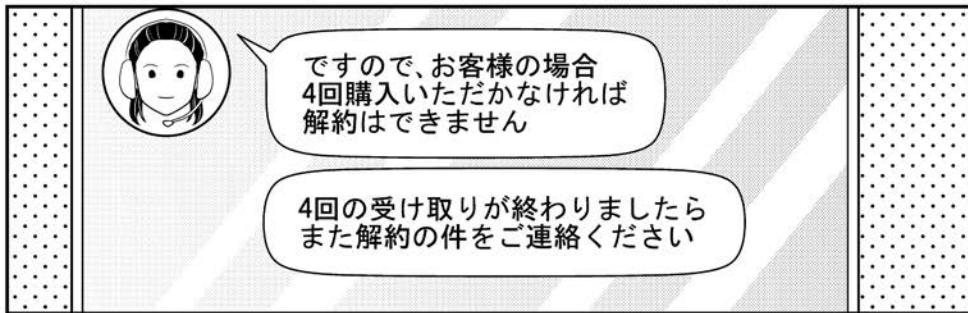
お客様は特別割引クーポンを利用されましたので定期コースに変更されています

そんなの知りません
そんなこと、どこにも書いてなかったです！

特別割引クーポンを紹介しているページの下部注意書きに『4回の受け取りを条件に特別割引が適用となります』と記載されていたはずです

知らないこと…

えー!!



未成年者取消権



ひなたさん(妹)の事例では、解決の手法として未成年者取消権の行使について取り扱っています。

未成年者は、知識や経験が不足し、判断能力も未熟なので、民法で保護対象と規定されています。具体的には、民法5条で「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取消すことができる」と定められています。

ただし、以下のような契約の場合は、未成年者契約の取消しができないとされているので注意が必要です。

01

- ▶ 結婚経験のある未成年者が行った契約
- ▶ 法定代理人が同意している契約

法定代理人とは、未成年者に対して親権を有する者のことです。親権者がいないときは未成年後見人が法定代理人となります。父母の婚姻中は、父母が共同で同意していないと有効な同意にはなりません。したがって、父母の一方が単独で同意した場合は、取消しができます。

02

- ▶ 法定代理人から、処分を許された
小遣いの範囲内で行った契約
- ▶ 法定代理人から許された営業に関する契約
- ▶ 未成年者が詐術を用いた契約

詐術とは、相手方を誤信させるため詐欺的手段を取ることであり、単に成年であると言ったり、同意を得ていると言ったりしただけでは「詐術」にはあたらないという解釈もあります。

03

- ▶ 法定代理人が追認した契約

契約は、成年に達した未成年者自身または法定代理人が追認することができます。成年に達した未成年者または法定代理人が、代金を支払うなどしたときは、追認の意思表示があったとみなされます。

04

- ▶ 取消権が時効になっている契約

時効は、未成年者が成年になったときから5年間です。

また、全ての場合で未成年者取消が成功するわけではありません。業者との連絡が取れない、契約者が詐術を用いたと主張して業者が取消に応じないなど裁判で争われる場合もあります。

未成年者取消権の詳細については、佐賀県消費生活センター(0952-24-0999)にお問い合わせください。

未成年者契約の取消しの効果

契約の取消しをすると、契約時にさかのぼって無効なものとされ、代金支払の義務はなくなります。未成年者が支払った代金があれば、返還請求もできます。また、購入した商品の一部を消費してしまっても、残っている商品を返還すればよいとされています。

未成年者契約の取消しの通知の出し方

未成年者契約の取消しは、未成年者本人からでも親権者からでも通知できます。取消しの意思表示は、口頭でも有効ですが、後日のトラブルを避けるためにハガキや封書などの書面で通知した方がよいでしょう。また、書面のコピーを取っておいたり、特定記録郵便や内容証明郵便などで出したりした方が良いでしょう。

参 考

取消通知の書き方例

親權者提出

取消通知の書き方例

本人提出

取消通知書

佐賀市〇〇▼丁目□の□
〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇様

私の子ども〇〇(〇歳)が、令和〇年〇月〇日、締結しました<商品名または役務名>の購入契約は、未成年が、親の同意なしに行ったものであり、親権者として契約を取り消します。

つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、直ちに下記の銀行口座に振り込んでください。

○○銀行○○支店 普通預金 口座番号○○○○○
名義人○○○○

また、商品は、早急に引き取ってください。

令和〇年〇月〇日
佐賀市〇〇町▼▼番地□
親権者氏名



取消通知書

佐賀市〇〇▼丁目□の□
〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇様

令和〇年〇月〇日、締結しました＜商品名または役務名＞の購入契約は、未成年の私が、親の同意なしで行ったものであり、取り消します。

つきましては、当該契約に際して支払いました金
〇〇円は、直ちに下記の銀行口座に振り込んでくだ
さい。

○○銀行○○支店 普通預金 口座番号○○○○○○
名義人○○○○○

また、商品は、早急に引き取ってください。

令和〇年〇月〇日
佐賀市〇〇町▼▼番地□
本人氏名

POINT!

トラブル急増中!!

定期購入トラブルのほとんどが インターネット通販!!



詐欺的な定期購入商法(初回無料)トラブル

一方いはさん(姉)の場合は、具体的な解決方法が提示されていません。

最近のネット通販では「お試し価格」「初回無料」と表示された商品を目にすることがあります。健康食品や化粧品、飲料などに見受けられがちな表示ですが、表示をよく見ると定期購入を前提としている商品があります。

今回のマンガのように、契約を取り消そうとしたのに、相手先と連絡が取れずに解約できなくなるトラブルも数多く発生しています。

図1: 通信販売での健康食品等の「定期購入」に関する相談件数とそのうちインターネット通販の割合

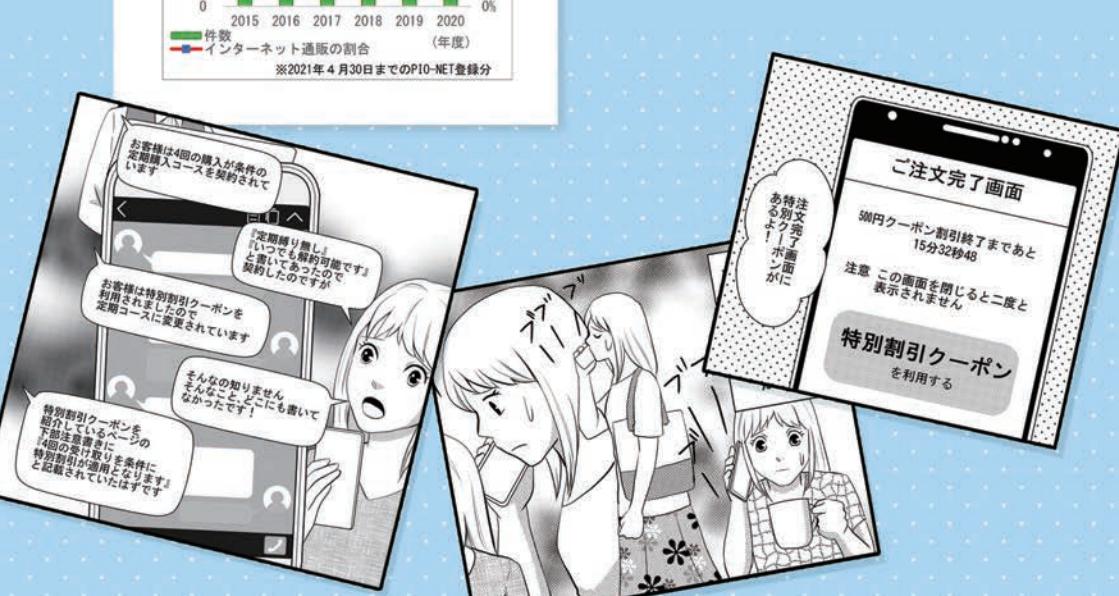


2020年中に全国の消費生活センターへ寄せられた定期購入トラブルに関する相談件数が56000件を超え、2018年の2倍以上となっています。また最近は、定期購入トラブルのほとんどがインターネット通販であり、全体の9割以上を占めているので注意が必要です。(図1参照)

2022年6月に施行された特定商取引法では、定期購入商法への対策が盛り込まれ、定期購入なのに誤認させる表示に対しては罰則が設けられるとともに、消費者の取消しが可能になりました。

【図1引用】

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210617_1.html



重要!
危機意識

トラブルの原因と予防

今回取り上げたトラブルの最大の原因は、「自分も被害に遭うかもしれない」という危機意識を持てなかったことかも知れません。消費者被害事案は「間抜けな誰かさん」が遭うものではなく、誰にも起こる可能性があるものです。今回のマンガのように、「お試し価格」「初回無料」と表示された商品をネット通販で購入する場合、以下の点をしっかり確認することが重要です。

ここでは、独立行政法人国民生活センターが2021年6月17日に公表した購入決定前とトラブル発生時のチェックリストを利用すると良いかもしれません。

以下引用

当てはまるものに☑をしましょう。

注文前に

- 定期購入が条件になっていませんか?
(継続期間?回数?総額?解約の連絡手段?)
- 返品特約を確認しましたか?
(解約・返品はできますか?解約・返品の条件は確認しましたか?)
- 契約内容の記録のため、注文時の画面やメールをスクリーンショットで保存しましたか?
- 利用規約の内容を確認しましたか?
- 未成年者は、親権者の同意は得ていますか?
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか?

注文後にトラブルにあったら

- 販売業者に解約の連絡をしても連絡がつかない場合、連絡した証拠(電話やメール等の記録)を残していますか?
- トラブルにあった時は「188」に相談を!

【引用】独立行政法人国民生活センター

「【若者向け注意喚起シリーズ<No.3>】健康食品等の「定期購入」のトラブルー「お試し」「1回限り」のつもりが定期購入に!?ー」より

上記以外にも、「事業者の名前や連絡先を確認する」ことや「事業者や商品に関する評判を調べる」ことも大切です。ただし、連絡先が明示されていても、マンガのように解約の電話がつながらないなどのケースも報告されているので、注意が必要です。

また、最近はSNSを利用した勧誘商法被害も数多く報告されています。若い世代はSNSを利用して情報を得たり、その情報を参考に商品を購入したりすることが多いので、SNSを通じて知り合った人やインフルエンサーから「とても良い」とお勧めされると鵜呑みにして契約してしまうケースが増えているようです。

Check!

この点について消費者庁が2018年8月に実施した「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」の報告書を参考に作成したアンケートがあるので体験してみてください。

困ったときは
「消費者ホットライン」
188(イヤヤ)に
電話しましょう。



相談
窓口

トラブルにあったと思ったら 佐賀県消費生活センター

佐賀県消費生活センターまたは各市町の相談窓口につながります。



消費者
ホットライン

イヤヤ
188

相談時間 9:00~17:00(土・日・祝日も受付)

佐賀市天神3-2-11
(アバンセ3階 くらしの安全安心課内)
TEL 0952-24-0999

Check it!



▼ Webサイト(くらしの情報)はこちらから

佐賀県消費生活センター

検索

子ども達を取り巻くネットトラブル相談窓口

インターネット利用でのトラブルについて気軽にご相談ください。

ほっとネットライン

100番
0120-797-100

受付時間 平日9:00~18:00

フリーダイヤルは
佐賀県内からのみ利用可

help@it-saga.net

ID:@hotnetline

<https://it-saga.net/hotnetline/>

Check it!



佐賀県消費生活センター TEL 0952(24)0999

<https://www.pref.saga.lg.jp/kijii00310348/index.html>

佐賀県内の消費相談窓口一覧

<https://www.pref.saga.lg.jp/kijii00349695/index.html>

消費者庁

若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書

https://www.caa.go.jp/future/project/project_001/pdf/project_001_180831_0001.pdf

パンフレット「若者が消費者被害に遭う“心理的な要因”」

https://www.caa.go.jp/future/project/project_001/pdf/project_001_180831_0004.pdf

特定非営利活動法人ITサポートさが

<https://www.it-saga.jp/kyouzai/>

情報モラル学習教材

検索

Check it!





おトクすぎる!にご用心シリーズ
定期購入「おトクにお試し」のワナ

発行日 2023年3月20日 初版
著作・編集 特定非営利活動法人ITサポートさが
監修 特定非営利活動法人消費生活相談員の会さが
まんが 緒方 京子
デザイン 田中 寛子

Webページ <https://www.it-saga.jp/>